財務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
108	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 当市においては、住家の罹災証明交付件数2，449件のうち、「半壊に至らない（一部損壊）」と認定された住家は、2，316件（94．6%）と大半を占めている。 半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請（住家121件）が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%～19%の住家は全体の12．5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	1．「調査手続の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がことを期待する。 2．「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策（災害見舞金、住家の補修補助等）の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。 3．「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府＜防災担当＞）	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	―	常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市	○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 ○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。	地震保険の目的は、官民共同の保険により、「被災者の生活の安定に寄与する」こと。被災された保険契約者に迅速・確実に保険金を支払うことにより、地震国日本における安心の拠り所となってきた。また、今後の巨大地震等への懸念からも、地震保険制度の信頼性、強靭性が求められている。 今回の検討に当たっては、地震保険と自治体の罹災証明のための被害認定・調査の目的、対象、方法、基準、深度等の違いや制度変更の及ぼす影響等について慎重な検討が必要。 1．保険会社と自治体の調査基準の統一 地震保険の損害認定は、専門家の意見等に基づき、「長期的な収支相償の範囲内で、できる限り低い保険料」で、「迅速な保険金支払による被災者（契約者）の支援」を実現するため、長い年月をかけて損害保険業界が構築してきたシステム。 地震保険の損害認定基準は、主要構造部の被害のみに着目する、再査定の際に同一対象の再調査をしない、などの簡素化が図られている。これは、多額の公金の支給要件となるため詳細な調査が必要となる罹災証明に対し、民民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険の特性によるもの。このように、被害認定基準・手法の違いが大きい中、地震保険の損害認定基準を、より複雑な罹災証明の被害認定基準に統一することは、損害査定や保険金支払いの迅速性に大きな影響を及ぼす可能性があり、被災者（契約者）の理解が得られない。さらには、支払い保険金や（損害調査費用を含む）保険料の額に大きな影響を及ぼし、地震保険の普及を妨げる要因となるほか、地震保険制度の強靭性を確保できなくなる可能性。 2．調査の一本化 （1）調査結果の相互活用 罹災証明の発行は災害対策基本法に基づき自治体の責任で行われるもの。民民の契約による地震保険の損害調査の結果を活用する場合、調査結果の責任の所在が不明確となり、認定結果に対する不満や混乱の結果、地震保険の保険金支払いや、罹災証明に基づく公的支援の遅延につながることが危惧され、被災者の理解が得られない。 （2）調査実施の連携 損害保険会社は、民民の契約に基づく責任を負っており、保険会社は地震保険の契約者に対してのみ損害認定（調査）が可能。自治体は、保険契約者以外の被災者の被害認定を行うことになるが、被災者を地震保険契約者とそれ以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の精度や結果の乖離に関する疑問や不信感を惹起する可能性があり、被災者の理解が得られない。 自治体職員は、被災時には避難所の開設・運営、被災者からの要望対応や各方面との連絡調整など多岐にわたる業務に取り組む必要がある中、被災世帯毎に地震保険加入の有無により対応に差異を設けることは、現場の更なる混乱につながり、効率的な被災者支援や負担の軽減にはつながらない可能性。 以上から、本提案の実現は困難であると考えられる。	「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案については、現在の地震保険の損害認定と罹災証明のための被害認定では、目的や調査基準、方法等が異なっており、統一に向けた調整は保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知をしている。 しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者（保険契約者）から、「調査によって判定に差が生じるのはなぜか。」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出され、調査期間の長期化を招いた。 そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	―

財務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
108	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったとうで ある が、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分からない。「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 内閣府（防災担当）において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知見を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めたうえで、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。	1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府（防災担当）が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。 2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。 3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。 4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。	6【財務省】 （2）災害対策基本法（昭36法223） 罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周 知する。 （関係府省：内閣府及び金融庁）	通知等	平成30年3月23日	罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入を含め、内閣府における有識者検討会（災害に係る住家の被害認定に関する検討会）において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ、平成29年11月から開ﾆわたって検討を行い、その結果に基づき、内閣府において「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等を改定し、地方公共団体に周知するとともに、内閣府HPにもアップした。 ※内閣府HP： http://www.bousai.go.jp/taisaku/uryou.html	